

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二二七	○土地改良事業の完了について届出があった件	二四四
○計量器の定期検査を実施する件	二二七	○都市計画事業の認可の告示があった件	二四四
○漁業の許可又は起業の許可の申請機関を定める件	二三三	福島県企業局	二四四
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二三三	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	二四四
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件	二三三	福島病院局	二四四
○道路の区域を変更する件二件	二三三	○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	二四四
○道路の供用を開始する件	二三三	福島県人事委員会	二四四
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	二四四	○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二四四
○特定非営利活動法人の設立の認証			

告 示

福島県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年七月一日から同年十一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エコス棚倉店・セキショウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番

二 変更しようとする事項

1 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 廃棄物保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 四箇所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 荷さばき施設的位置

平成二十四年二月二十一日(ただし、軽微変更が認められればその翌日)

2 廃棄物保管施設的位置

平成二十四年二月二十一日(ただし、軽微変更が認められればその翌日)

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十三年七月三十一日

四 届出年月日

平成二十三年六月二十日

五 届出をした者

株式会社エコス

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	西白河郡矢吹町	対象となる特定計量器	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	検査の期日及び時間	八月三日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	検査場 所	矢吹町中央公民館
同 村	郡泉崎	同	同	同	八月四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	同 村	泉崎村農村環境改善センター
同 村	郡中島	同	同	同	午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	同 村	中島村役場
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	同	同	同	八月五日から九月二日まで（土曜日、日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	同 村	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	西白河郡泉崎村、中島村及び矢吹町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月三日から一一月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一〇日、一一月三日及び同月二三日を除く。）
------	------------------	------------	----------------	-------	---

（計量検定所）

福島県告示第三百二十九号

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第八条第二項（第二十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に該当する機船手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に

該当する板びき網漁業に限る。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。

平成二十三年七月一日

平成二十三年七月十四日から同年八月十二日まで

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

福島県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市吉倉字山神ノ山八〇の一、字金山ノ山八一の一、字鳥ノ巢八二の一から八二の三まで、八二の一五、字高日向一の二から一の四まで、一の一八、字南沢一の一、二の一、二の一、二の一三、字水落三の一、四の一、四の五、五の一、五の三、五の一、二、字家老山一、三、四、字長窪一から四まで
 - 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ① 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - ② 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市渋川字小屋向二
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - ③ 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字小屋向二（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市吉倉字山神ノ山八〇の一、字金山ノ山八一の一、字鳥ノ巢八二の一から八二の三まで、八二の一五、字高日向一の二から一の四まで、一の八、字南沢一の一、二の一、二の一、二の一三、字水落三の一、四の一、四の五、五の一、五の三、五の二、字家老山一、三、四、字長窪一、渋川字火打古屋の一、一の二、二の一、字銅屋坂一、二、字上大谷地一の一、一の一三、二の一、字淀久保一、四、六、字越後原一、三、字古屋場一から四まで、字茗荷一、字黒森一、字水落一から五まで、字烏帽子森一、三から六まで、字関水一、三、四の一、四の二、字藤瘤一から三まで、字種池久保一、字小屋向一
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道庭坂 福島線	福島市笹木野字町尻一 五番一三地先から 同 市八島田字上台畑 一番七地先まで	変更前 変更後	六・〇〇 九・〇〇 九・〇〇 三四・〇〇	六五・〇 六三・〇

(道路計画課)

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 大内線	相馬市黒木字御門一〇 三番一地先から 同 市初野字金谷内九 四番二地先まで	変更前 変更後	五・五〇 一三・三〇 五・五〇 一三・三〇	一、九九六・一 一、九九六・一 一、九九六・一 二、二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	双葉郡広野町大字上浅見川字桜田八八番二地先から 同 郡同 町大字下浅見川字比屋陰一七番五地先まで	平成二十三年七月一日

(道路計画課)

福島県告示第三百三十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年六月二十三日次のとおり指定した。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

売りさばきの場所

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成二十三年六月二三日から平 福島市中町八番二号
組合 組合長 七五号 福島市方 成二八年三月三一日まで

村田 文雄 木田字仲田三番地の二三

(出納総務課)

公 告

公告第百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島に希望の種をまく会
- 三 代表者の氏名
橋本 善一郎
- 四 主たる事務所の所在地
田村郡三春町大字貝山字井堀田三百二十番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災被災地に対して被災者支援、地域再生、地域おこしに関する事業を行い、復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人みんなでゴルフ
- 三 代表者の氏名
辻 雅彦
- 四 主たる事務所の所在地
郡山市大槻町字針生下五十一番地の三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内の地域住民すべてに対して、主にゴルフを通じたインターネットソーシャルネットワークサービスや様々なイベント実施等により積極的かつ地域密着型の人的交流を支援し、新しい仲間の創出とより多くの人生の楽しみを創出する機会を提供すると共にいつまでも豊かな心と健康な体を持ち続けるための生涯スポーツの普及と人的交流活性化による福島県における地域活性化ならびに市場経済活性化に寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワークショップすかがわ
- 三 代表者の氏名
橋本 節子
- 四 主たる事務所の所在地
須賀川市長祿町七十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもった人々の自己決定の権利を尊重し、全面的な社会参加を支援し障がいの重い人も、軽い人も、障がいの無い人も対等の立場で働き、対等の立場で生きていける職場形態の創出と、地域社会の実現をめざし、障がいの者の自立のため安定的に支援サービスを提供することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

穴堰水系土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐川 健

同 緑川 武男

同 田崎 政志

同 塩田 平久

同 田崎 淳

同 菊地 一吉

同 岡部 富士雄

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 高橋 健

白河市東蕪内字庚段一―三番地

(農村計画課)

公告第百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の完了について届出があった。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つた者の名称

郡山市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

公告第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
喜多方都市計画道路事業三・四・一号舞台田上勝線	福島県	喜多方市松山町鳥見山下天神六番地の三 福島県喜多方建設事務所	収用の部分 木土地内 使用の部分 なし

(まきじへの推進課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年7月1日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第7号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表中「仙台卸町支店」を「仙台東支店」に改める。

附 則

この規程は、平成23年7月11日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年7月1日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第11号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表中「株式会社東邦銀行仙台卸町支店」を「株式会社東邦銀行仙台東支店」に改める。

附 則

この規程は、平成23年7月11日から施行する。

(病院総務課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第十六号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「出納局長 理事」を「出納局長 市町村復興支援担当理事 原子力損害対策

担当理事 子育て支援担当理事 理事」に、「家畜保健衛生所 所長」を「家畜保健衛生所一 所長」に、「大峠・日中総合管理事務所一 所長」を「あぶくま高原道路管理事務所

一 所長」に、「真野ダム管理事務所 所長」を「大峠・日中総合管理事務所

一 所長」に、「小玉ダム管理事務所 所長」を「あぶくま高原自動車道建設事務所一 所長 次長」を「小玉ダム管理事

務所一 所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

委員長 大須賀 美智子